

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2023 年 3 月 24 日

(株式会社 gumi)

吸収分割に係る事前開示書面

株式会社 gumi（以下「当社」といいます。）及び株式会社 gC Labs（以下「承継会社」といいます。）は、当社の株式管理事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の定めに従い、下記のとおり本件分割に関する事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 記載のとおりであります。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

承継会社は、本件分割に際し、株式その他の金銭等の交付を行いません。また、承継会社において資本金及び準備金の額は変動しません。本件分割は、完全親会社（当社）から完全子会社（承継会社）に対する吸収分割であることから、当該対価の定めがないことは相当であると判断しております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収分割承継会社についての事項

① 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

承継会社は、2023 年 3 月 15 日に成立した会社であり、確定した最終事業年度が存在しません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 記載のとおりであります。

② 吸収分割承継会社成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 吸収分割承継会社成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(2) 吸収分割会社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負

担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 本件分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割承継会社について

承継会社において、会社成立の日以降本日までの間、債務の履行に支障を及ぼすよう
な大幅な減収、継続的な損失等は生じておりません。また、本件分割に際し、当社から
承継会社へ承継される債務はございません。

以上により、本件分割の効力発生日以後における承継会社の債務の履行の見込みは
あるものと判断しております。

(2) 吸収分割会社について

当社の最終事業年度の末日現在の貸借対照表における資産の額は、その負債の額を
上回っております。当社において最終事業年度の末日以降本日までの間、債務の履行に
支障を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等は生じておりません。また、本件分割
が当社の業績に与える影響は軽微でございます。

以上により、本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みはある
ものと判断しております。

7. 本日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたしま
す。

以上

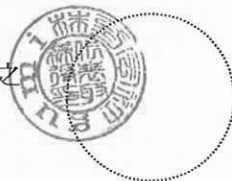
原本と相違ないことを証明します。

2023年3月24日

(当 社) 東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号

株式会社 gumi

代表取締役社長 川本寛之



別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社 gC Labs（以下「甲」という。）と株式会社 gumi（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割の方法）

甲は、吸収分割により、乙の株式管理事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を承継し、乙は甲にこれを承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 甲（吸収分割承継会社）

商号 株式会社 gC Labs

住所 福岡県福岡市博多区上呉服町 10 番 10 号

(2) 乙（吸収分割会社）

商号 株式会社 gumi

住所 東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号

第3条（承継する権利義務）

甲が本吸収分割により乙から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細書」記載のとおりとする。ただし、当該権利義務の承継につき、法令上の許認可等の理由により承継できない場合は、これを承継しないものとする。

第4条（本吸収分割に際して交付する対価並びに資本金及び準備金）

甲は、本吸収分割に際し、乙に対して一切の対価を交付せず、資本金及び準備金の額を増加しない。

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023年5月1日とする。ただし、本吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（分割承認決議）

各契約当事者は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行う。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業

務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを実行する。

第8条（分割条件の変更等）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める各当事者の適法な機関決定による本契約の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有する。

2023年3月15日

甲 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号
株式会社 gC Labs
代表取締役社長 川本寛



乙 東京都新宿区西新宿四丁目34番7号
株式会社 gumi
代表取締役社長 川本寛



別紙

承継権利義務明細書

本吸収分割の効力発生日において、甲が本吸収分割により乙から承継する権利義務については、次に定めるとおりとする。

上記にかかわらず、法人格が変わることに対して移転が認められないもの、契約上移転できないもの、もしくは許認可の再取得や契約の再締結が必要なもののうち効力発生日までに対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外する。

1. 資産及び負債

本件事業に属する一切の資産、負債その他これに付随する権利義務（明細は下記のとおり）

(1) 資産

① 流動資産

なし

② 固定資産

関係会社株式（gC Games Pte. Ltd.（住所：1 Fusionopolis Way, Connexis #07-10, Singapore 138632）の全株式）

(2) 負債

なし

2. 雇用契約

なし

3. 雇用契約以外の契約上の地位等

なし

以上

別紙 2

承継会社の成立の日における貸借対照表

設立時貸借対照表

(2023年3月15日現在)

株式会社gC Labs

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	20,000	負債合計	0
		株主資本	20,000
		資本金	10,000
		資本準備金	10,000
		純資産合計	20,000
資産合計	20,000	負債・純資産合計	20,000